

新型コロナウイルス対策（赤道ギニア：制限措置の段階的緩和）

- 6月15日から、赤道ギニア国内における制限措置が段階的に緩和されます。
- 国際線や学校等が再開する一方、公共の場でのマスク着用義務は継続されます。

6月13日、赤道ギニア政府は、新型コロナウイルスに関する制限措置の段階的な緩和について発表しました。概要は次のとおりです。

- ・第一フェーズを6月15日から開始する。
- ・ホテル、レストラン事業は、防疫対策を順守した上で再開する。
- ・ディスコ、ナイトクラブ等のエンターテインメント施設は閉鎖を継続する。
- ・国際線再開について、全ての搭乗者は、48時間以内に取得したPCR検査による新型コロナウイルス陰性の証明書を携行しなければならない。
- ・教育について、教育・科学・スポーツ省の省令の定めるところにより、防疫対策を順守した上で学期を再開する。
- ・これまで16000件以上の検査が行われ、陽性1664例、死亡者32名、治癒者515名が確認されている。
- ・これらの件数に鑑み、公共の場、交通機関でのマスク着用義務、ソーシャルディスタンスの確保を要請する。

【参考リンク】

○赤道ギニア政府ホームページ

<https://www.guineaecuatorialpress.com/index.php>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（赤道ギニア兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38